
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 550 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 550 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 3 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（住民税（均等割）に係る取扱いに関する再提案）

2. 事務局提案に賛成する。
3. 住民税（均等割）の表示については、システムの変更などの対応は不要と考えられるため、一定期間の経過措置を設ける意義を見出し難い。一定期間の経過措置を設けるにしても、3 年は長すぎると考えており、1、2 年で十分対応可能であると考え。経過措置自体の可否も含め、公開草案に対するコメント募集の際に質問項目としていただきたい。
4. 一定期間の経過措置を置くことに関して、住民税（均等割）に類似した税金が創設された際の整合性を踏まえると、現行の取扱いを恒久的に認めることに疑問を感じる。また、経過措置は実務上適用が困難な項目に対して設けるものと考え、経過措置の必要性に疑問を感じる。ただし、見直し後の企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）の適用時期によっては、経過措置の可否を検討する必要があると考える。
5. 将来的に住民税（均等割）に類似した税金が創設された際の整合性についての事務局の分析には同意する。ただ、その整合性が問題なのであれば、経過措置を置くことで対応することは適切ではないと考える。本プロジェクトは防衛特別法人税の創設への対応の中で見直しが行われているものと理解しており、この対応を理由に住民税（均等割）の表示が変更されるというのは説明が難しいと考える。税引前当期純利益を経営指標として重視している企業も多くあると考えるため、プロジェクトの目的とスピード感の観点から、住民税（均等割）について現行の取扱いを選択できるようにしていただきたい。
6. 利用者の立場からは、一定期間の経過措置があることで、企業ごとに表示区分が異なり比較可能性の面から財務諸表が使いづらくなってしまうため、経過措置を設けるべきではないと考える。仮にこのような経過措置を設けるのであれば、経過措置を選択した企

業においては、住民税（均等割）を税引前当期純利益よりも上に表示した場合の影響を注記で開示することで、利用者が影響を把握できるような対応を検討いただきたい。

（受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税に関する検討）

7. 現行の法人税等会計基準では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税は受取利息及び受取配当金と対になり営業外費用に表示するとしていると考えるため、実務に配慮して結論の背景等に記載することを検討いただきたい。

（外国の法令に従い納付する税金等に関する検討）

在外子会社等、在外支店等が所在地国の法令に従い納付する税金

8. 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」との関連で、見直し後の法人税等会計基準において、在外子会社及び在外持分法適用関連会社（以下合わせて「在外子会社等」という。）が所在地国の法令に従い納付する税金についても適用範囲に含めると記載することについて、あえて在外子会社等に関する税金の取扱いを日本の会計基準で規定する必要があるのか疑問である。

親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金

9. 事務局提案に賛成する。
10. 課税対象利益を基礎とする税金に該当するかどうかに加えて、外国税額控除の対象かどうかで表示区分を判断することについて、文章のみでは分かりにくいいため、説明の仕方を工夫していただきたい。
11. 外国税額控除の対象となる税金を「法人税、住民税及び事業税」等に含めて表示することの根拠について、法人税の前払いとしての要素を含んでいるということであれば、見直し後の法人税等会計基準に記載してもよいと考える。

外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税

12. 事務局提案に賛成する。原則的な定めに従うと、外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税における連結財務諸表と親会社の個別財務諸表の表示区分は分かれてしまうが、原則から外れることになったとしても、事務局提案のとおり連結と個別とで同じ表示区分とする方が分かりやすく、利便性が高いと考える。
13. 親会社の個別財務諸表における表示について、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第46号」という。）の理屈を基にしたと考えているが、実務対応報告第46号ではグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するとしているため、外国

子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税に関する表示区分について実務対応報告第46号との平仄を取るかどうかは検討すべき点だと考える。

以 上